

令和7年3月6日  
総務部職員課

## 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について（概要）

### 1 趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

#### (1) 育児のための超過勤務の制限の改正

子のある職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が超過勤務をさせてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員へと拡大する。

#### (2) 子の看護のための休暇の改正

子の行事参加（入園・卒園式、入学・卒業式等）や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも休暇を取得可能とする規則の改正を行うため、「子の看護等のための休暇」に名称を改める。

#### (3) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の新設

職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときに、当該職員に対して、介護両立支援制度等に関して知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じることを任命権者に義務付ける。

#### (4) 勤務環境の整備に関する措置の新設

介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備に関する措置を講じることを任命権者に義務付ける。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条の2 (略)</p> <p>(<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p> <p>第9条の3 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p><u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p> <p>第9条の4 (略)</p> <p>第9条の5～第14条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1</p>	<p>第1条～第9条の2 (略)</p> <p>(<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p> <p>第9条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>(削る)</p> <p>第9条の4 (略)</p> <p>第9条の5～第14条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1</p>

項の規定により臨時的に任用された職員  
(常時勤務を要するものに限る。) 公民  
権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊  
娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産  
休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、  
育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、  
生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、  
ボランティア休暇、子の看護のための休暇  
及び短期の介護休暇

- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不  
妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠  
症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健  
診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支  
援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休  
暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休  
暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための  
休暇及び短期の介護休暇

2 (略)

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者又は  
パートナーシップ関係の相手方、父母、子、  
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の  
父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は  
老齢により日常生活を営むことに支障がある  
ものの介護をするため、勤務しないことが相  
当であると認められる場合における休暇とし  
て、介護休暇(前条第1項に規定するものを  
除く。以下この条において同じ。)を承認す  
るものとする。

2 (略)

第16条の2・第16条の3 (略)

(加える)

項の規定により臨時的に任用された職員  
(常時勤務を要するものに限る。) 公民  
権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊  
娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産  
休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、  
育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、  
生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、  
ボランティア休暇、子の看護等のための休  
暇及び短期の介護休暇

- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不  
妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠  
症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健  
診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支  
援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休  
暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休  
暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のため  
の休暇及び短期の介護休暇

2 (略)

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者又は  
パートナーシップ関係の相手方、父母、子、  
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の  
父母その他規則で定める者(第16条の4第  
1項において「配偶者等」という。)で負傷、  
疾病又は老齢により日常生活を営むことに支  
障があるものの介護をするため、勤務しない  
ことが相当であると認められる場合における  
休暇として、介護休暇(前条第1項に規定す  
るものを除く。以下この条において同じ。)  
を承認するものとする。

2 (略)

第16条の2・第16条の3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職  
員に対する意向確認等)

第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が  
当該職員の介護を必要とする状況に至ったこ  
とを申し出たときは、当該職員に対して、仕  
事と介護との両立に資するものとして規則で  
定める制度又は措置(以下この条及び次条に  
おいて「介護両立支援制度等」という。)そ

の他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

（加える）

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第17条～第19条 （略）

第17条～第19条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。